## 報 道 資 料

平成 2 4 年 4 月 2 7 日 総務部人事課 0742-34-4706 教育委員会事務局教育総務課 0742-34-5297

## 職員の懲戒処分について

このことについて、下記のとおり処分の発令をした。

記

(1)

所属・補職	旧所属・補職	年齢	処分年月日	処分内容	処分理由	適用法令
人事課	病院事業課 主務 H23年度	3 8	H 2 4 . 4 . 2 7	免職	市立診療所及び休日夜 間応急診療所の受診者 が支払った使用料及び	地方公務員法 第29条第1項
事務職員中 良治					手数料3,595,7 10円を着服した。	第1号及び第3号

(2)

所属・補職	旧所属・補職	年齢	処分年月日	処分内容	処分理由	適用法令
市民生活部長		5 9	H 2 4 . 4 . 2 7	減給10分の 1	上司としての管理監督	地方公務員法
				3月	責任を問う	第 2 9 条第 1 項
事務職員						第1号及び第2号
市民生活部次長		5 9	H 2 4 . 4 . 2 7	減給10分の 1	上司としての管理監督	地方公務員法
				2月	責任を問う	第 2 9 条第 1 項
事務職員						第1号及び第2号
市民生活部参事		5 9	H 2 4 . 4 . 2 7	戒告	上司としての管理監督	地方公務員法
					責任を問う 	第 2 9 条第 1 項
技術職員						第1号及び第2号
教育総務部参事	病院事業課長	5 9	H 2 4 . 4 . 2 7	減給10分の 1	上司としての管理監督 責任を問う	地方公務員法
中央図書館長事務 取扱	H23年度			6月	東江でID  フ	第29条第1項
事務職員						第1号及び第2号
病院事業課長	病院事業課長補佐	5 5	H 2 4 . 4 . 2 7	減給10分の 1	上司としての管理監督	地方公務員法
	H23年度			3月	責任を問う	第 2 9 条第 1 項
事務職員						第1号及び第2号
秘書課主任	病院事業課係長	4 4	H 2 4 . 4 . 2 7	減給10分の 1	上司としての管理監督	地方公務員法
	H23年度			1月	責任を問う	第 2 9 条第 1 項
事務職員						第1号及び第2号